

## 双日ファッション VANCET-NET 利用規約

### 第1条(規約の適用)

この利用規約(以下「本規約」といいます)は、双日ファッション株式会社(以下「甲」といいます)が提供するインターネットを通じた商品販売サイト「VANCET-NET」(以下「本販売サイト」といいます)をご利用いただくに当たり、当社と本販売サイトを通じて商品を購入されるお客様(以下「乙」といいます)に適用されるものとします。

### 第2条(本販売サイトの内容)

乙は、本販売サイトを通じて紹介される甲の販売する商品(以下「商品」といいます)を購入することができ、その詳細は本販売サイト上に記載する通りとします。

### 第3条(利用条件)

本販売サイトを通じた商品の購入希望者は、本規約に同意することを条件に商品を購入することができます。商品の購入希望者は、本販売サイトの画面上において「注文完了」のボタンをクリックした時点で、本規約の内容を承諾したものとみなされます。本規約は、本販売サイトを通じて甲乙間で成立する商品に関する個々の売買契約(以下「個別契約」といいます)の全てに共通に適用されます。

### 第4条(商品の購入)

- 乙は、本販売サイト上に定める条件、方法、手順等(以下「所定の方法」といいます)に基づき、商品を購入することができます。
- 甲および乙間の商品に関する個別契約は、乙の購入申込みに対して、甲がそれを受諾したとき成立するものとします。なお、甲は、乙の購入申込みに対して、それを受諾するか否かを自らの判断により決定できるものとします。
- 乙の購入申込みに対する甲の受諾確認は、電子メールを使用して行うものとし、当該電子メールが甲のサーバから発信された時点で甲による受諾がなされたものとします。
- 商品の購入申込み後の変更、キャンセルは、本販売サイト上ではできないものとします。商品の購入申込み後の変更、キャンセルは、乙が甲に対して文書により申込み、甲がそれを承諾した場合に限り成立するものとします。当該方法に則らない商品の購入申込み後の変更、キャンセルはできないものとします。
- 甲は、以下に定める事由のいずれかに該当する場合は、個別契約が成立した以降においても、それを取り消すことができるものとします。
  - 乙が過去に本規約を違反している場合。
  - 乙が購入申込み時に甲に届け出た重要な事項に虚偽、誤記または記入漏れがあった場合。
  - 乙が甲に対する代金の支払いを怠ったことがある場合。
  - 乙が本販売サイトの運営を妨害し、または何らかの支障をきたす行為を行った場合。
  - 乙が合理的な理由なく返品または受取拒否をしたことがある場合。
  - 乙の指定する商品の発送先が日本国外であった場合。
  - 甲が本販売サイトにおいて提示した販売条件等に、明らかな誤記があったことが判明した場合。
  - 甲の責に帰すべき事由によらず、購入の申込みどおりに商品の手配ができなくなった場合。
  - その他甲が不相当と判断した場合。
- 乙は下記事項を承諾した上で個別契約を申し込むものとします。
  - 商品のサンプルカットは1点につき1m単位で20mまでとし、1点毎にカット料金を買主に別途請求します。
  - 商品の引渡場所までの運送費用は、売主負担を原則とします。但し、沖縄・その他遠隔地、若しくは買主の要請により売主指定外の配送を要する費用は買主の負担とし費用を別途請求するものとします。
  - 商品の梱包出荷の場合、契約単価は通常単価の10円/m増しとします。

### 第5条(引渡と請求)

- 甲は、個別契約に基づき商品を出荷する都度、乙宛てに請求明細書(納品書)を送付します。
- 甲から乙への商品の引渡(以下「引渡」という)は、個別契約に定める引渡場所に商品が搬入されたときに完了とします。但し、個別契約に規定された引渡日時、引渡場所における引渡について、甲が合理的な努力をしたにもかかわらず、商品の引渡が遅延または引渡不能となった場合は、甲はかかる遅延、不能につき乙に対して損害賠

償責任その他一切の責任を負わないものとします。

3. 甲が個別契約に従って商品を配送したにもかかわらず、出荷先の不在または宛先不明等により商品の引渡しができず、且つ、商品の最初の配送日から1週間経過しても乙から何らの連絡もない場合、または、出荷先の受領拒絶により商品の引渡しができない場合には、甲は乙に対する通知または催告を要することなく当該個別契約を解除することができ、甲はこれにより被った損害の賠償を乙に請求できるものとします。
4. 引渡後に生じた商品の滅失、毀損、盗難、紛失その他一切の危険については、乙がこれを負担するものとします。
5. 甲は、引渡し完了した商品の代金について、甲および乙間で別途定めた請求条件に基づき、代金一括請求書を乙に送付します。

#### 第6条(検査義務)

1. 乙は、商品の引渡後直ちに商品を検査し、商品の瑕疵または数量過不足を発見したときは、直ちに甲に通知するものとします。
2. 前項の通知が商品の引渡後30日以内に甲に到達しない場合には、甲は、商品の瑕疵担保責任および数量過不足に起因する責任を一切負担しないものとします。

#### 第7条(所有権の移転)

商品の所有権は、商品引渡と同時に甲から乙に移転するものとします。

#### 第8条(商品の交換、返品)

1. 乙は、甲から引渡しを受けた商品が下記のいずれかに該当し、且つ、第6条第1項に定める通知が第6条第2項に定める期間内に到達した場合に限り、商品を甲に交換を求めることができるものとします。但し、商品が一度でも使用された場合は、一切交換はできないものとします。
  - (1) 引渡しを受けた商品が個別契約に定める商品と異なっていた場合
  - (2) 引渡しを受けた商品に明らかな瑕疵がある場合
  - (3) 配送中の事故その他甲の責に帰すべき事由により商品に汚損、破損が生じた場合
2. 前項に基づく商品の交換に関わる送料その他の費用は、甲が負担します。交換品の納入予定日その他の情報は、甲担当者より乙に連絡します。なお、交換品の手配が著しく困難もしくは不能な場合、または、交換品の納入までに著しく日数を要する場合、甲はその旨を乙に通知したうえ、乙より代金が支払い済みの場合にはそれを返金することにより、個別契約を解除できるものとします。甲は、かかる解除に関し、乙に対して損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。
3. 商品の瑕疵に関して甲が負うべき責任は、前二項に定める内容をもってすべてとします。

#### 第9条(代金の支払)

1. 乙は、甲に対し、商品の代金を甲および乙間で別途定めた支払条件に基づき、支払期限内に支払わなければならないものとします。
2. 代金の支払いが、手形または小切手によりなされた場合には、その手形または小切手の決済の完了をもって代金支払いの完了とします。
3. 乙は代金の支払いの際、甲に対して事前に支払明細書を返送しなければならないものとします。
4. 支払にかかる手数料等は乙の負担とします。

#### 第10条(遅延損害金)

乙が甲に対する商品の代金支払債務その他の債務の履行を怠った場合には、乙は甲に対し、当該債務の支払期日の翌日から完済日に至るまで、年率18.25%の割合による遅延損害金を、現金で支払わなければならないものとします。

#### 第11条(期限の利益の喪失)

乙(乙の連帯保証人を含む。以下、本条において同じ。)が次の各号の一にでも該当する場合には、甲に対する一切の債務(本規約、個別契約または甲および乙間の他の契約(以下併せて「本契約等」という)に基づく債務

に限られない。)は、当然に期限の利益を失い、乙は直ちに債務全額を現金にて甲に支払う。なお、乙が次の各号の一にでも該当した場合、乙は甲に対し、甲が本商品について動産売買の先取特権に基づく差押えを行うことを、あらかじめ承諾する。

- ① 本契約等に基づく金銭支払債務の全部または一部の履行を怠ったとき。
- ② 前号に定める以外で、本契約等に違反し、甲からの催告後7日以内にかかる違反行為を是正しないとき。
- ③ 代表者が刑事上の訴追を受けたとき、またはその所在が不明になったとき。
- ④ 監督官庁から、事業停止処分、または事業免許もしくは事業登録の取消処分を受けたとき。
- ⑤ 手形または小切手を不渡りとしたとき、その他支払停止または支払不能状態に至ったとき。
- ⑥ 破産手続、特別清算手続、会社更生手続もしくは民事再生手続、その他法的倒産手続(本契約締結後に制定されたものを含む。)開始の申立があったとき、私的整理手続の開始があったとき、またはそれらのおそれがあるとき。
- ⑦ 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分、その他公権力の処分を受けたとき、またはそれらのおそれがあるとき。ただし、本契約等の履行に重大な影響を与えない軽微なものを除く。
- ⑧ 資本減少、事業の全部もしくは重要な一部の譲渡、事業の重要な一部の分割、廃止もしくは変更をし、または合併によらずに解散(法令に基づく解散を含む。)したとき。
- ⑨ 法令に違反したとき、または違反するおそれがある行為を行ったとき。

#### 第12条(相殺)

甲は、履行期限の到来、前条に基づく期限の利益の喪失、またはその他の事由によって乙に対してその履行を求めることのできる債権(本契約等に基づく債権に限られない。)を有している場合は、甲および乙間の他の合意の如何にかかわらず、当該債権と乙に対して甲が負担する債務(本契約等に基づく債務に限られない。)とを、その対当額にて相殺できるものとします。なお、甲の乙に対する債権が手形債権の場合、甲は、相殺にあたって当該手形を乙に対して呈示または交付することを要しないものとします。

#### 第13条(契約の履行停止、解除)

乙が第11条各号の一にでも該当した場合、甲は、何らの催告を要せず、直ちに本契約等の全部または一部について、履行を停止し、または解除できるものとします。この場合、甲は、履行の停止、または解除の有無にかかわらず、自らが被った損害の賠償を乙に請求できるものとします。

#### 第14条(法令遵守・反社会的勢力の排除)

1. 甲および乙(乙の連帯保証人を含む。以下、本条において同じ。)は、本規約に基づく取引に関して、国内外の関連諸法令を遵守します。
2. 甲および乙は、反社会的勢力ではなく、反社会的勢力との繋がりを有しないことを表明し保証するものとします。甲または乙が当該表明・保証に違反した場合、その相手方は何らの通知または催告をすることなく直ちに甲および乙間に存在する契約の全部または一部について、当然に期限の利益を失わせ、履行を停止し、または解除することができ、これにより被った損害の賠償を請求することができるものとします。

#### 第15条(会員登録)

1. 乙は、本販売サイト上で定める所定の方法に従って、商品の購入申込み時に届け出た乙の氏名、住所、電話番号、メールアドレスなどの情報を本販売サイトに登録(以下「会員登録」といいます)することにより、次回の商品の購入申込み時において、既に登録した事項の入力を省くことができます。
2. 甲は、甲の基準に従って、登録希望者の登録の可否を判断し、甲が登録を認める場合にはその旨を登録希望者に通知します。この通知により会員登録は完了したものとします。
3. 会員登録した乙は、会員登録時に付与されたIDおよび乙が設定したパスワードを自己の責任において管理するものとします。なお、乙のIDと登録されたパスワードを使用して本販売サイトが利用された場合、乙による利用とみなし、乙はかかる利用に関し責を負うものとします。

#### 第16条(届出事項の変更等)

乙は、商品の購入申込みの際に甲に届け出た乙の氏名もしくは商号、住所、電話番号、メールアドレス等に変更

更または訂正があった場合は、甲宛てに所定の方法に従って速やかに届け出るものとします。なお、甲からの通知は、甲に届けられた連絡先に発信することにより、乙に通常到達すべきときに到達したとみなすものとします。乙が届出を怠ったことにより生じる一切の損害は、乙の負担とします。

#### 第17条(本販売サイトの変更・移管・廃止等)

1. 甲は、本販売サイトおよびその内容の変更、追加、中断、停止等、および利用条件の変更、追加等(本販売サイトの保守上、工事上、その他の事情により行うものを含む)を乙への事前の通知なく行うことができるものとします。
2. 甲は事前に本販売サイト上に掲示した上で、本販売サイトの全部または一部を廃止することができるものとします。
3. 甲は事前に本販売サイト上に掲示した上で、本規約上の権利および義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または承継させることができるものとします。
4. 本条に定める本販売サイトの変更、中断、廃止等により乙に損害が生じたとしても、甲は責を負わないものとします。

#### 第18条(本販売サイトの一時中断)

甲は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、乙に事前に通知することなく、一時的に本販売サイトを中断することができるものとします。

- (1) 本販売サイトの提供に関連する設備等の保守を定期的または緊急に行う場合
- (2) 火災、停電または天災地変その他不可抗力により本販売サイトの提供ができなくなった場合
- (3) その他、管理・運営上または技術上、甲が本販売サイトの一時的な中断が必要と判断した場合

#### 第19条(本規約の変更)

甲は、乙に了承を得ることなく、本販売サイトへの掲示により、本規約を変更することができるものとします。変更は、甲が定める発効日より効力を有するものとします。但し、発効日の定めがない場合には、本販売サイトへの掲示がなされた日から効力を有するものとします。

#### 第20条(乙の責任)

1. 乙は、本規約に従い、自己の責任において、本販売サイトを利用するものとします。
2. 乙は、本販売サイトの利用に関して、第三者から問合せ、申立等を受け、または紛議が生じた場合は、自己の責任と費用をもってそれを処理解決するものとします。
3. 乙は、本販売サイトの利用に関して、第三者に対して損害を与えた場合、その賠償責任を負うものとし、甲に何ら迷惑をかけたり、損害を与えたりしないものとします。

#### 第21条(費用の負担)

1. 本販売サイトを利用するために必要な端末、ソフトウェア、電話、その他本販売サイト利用に必要なすべての機器の費用は乙の負担とします。
2. 本販売サイトを利用するための乙の端末からネットサービス提供者への接続に関する手配および電話料等の費用は、乙の負担とします。

#### 第22条(乙の利用環境維持責任)

乙は、本販売サイトの利用に支障を与えないために、乙の端末その他本販売サイトを利用する環境を正常に稼働するように維持するものとします。

#### 第23条(禁止事項)

乙は、本販売サイトを利用するに当たり、次の行為を行わないものとします。

- (1) 本販売サイトを不正の目的をもって利用する行為
- (2) 本販売サイトの運営を妨げるような行為
- (3) 詐欺等の犯罪に結びつく行為

- (4) 第三者になりすまして本販売サイトを利用する行為
- (5) コンピュータウイルスなど有害なプログラム等を送信もしくは提供する行為、または推奨する行為
- (6) 法令もしくは公序良俗に違反する行為、または第三者に不利益を与える行為
- (7) その他、法令に違反するもの、または違反するおそれのある行為

#### 第24条(個人情報の取扱)

1. 甲は、乙個人を特定する情報(乙である法人に属する個人を特定する情報及び本販売サイトの利用状況に関する情報を含み、以下「個人情報」といいます)を甲の個人情報保護方針に基づき適切に取扱います。
2. 甲は、個人情報を以下の目的のために利用または開示させていただく場合があります。乙は甲に届け出ることにより、これらの利用を中止させたり、再開させたりすることができるものとします。
  - (1) 本販売サイトに基づく商品の売買契約及び商品の配送。
  - (2) 個々の乙に合ったサービス等のご案内のため電子メールを配信すること。
  - (3) 商品の配送及びアフターサービスを提供するための委託先への開示。
  - (4) 乙及び公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要であると甲が合理的に判断した場合の開示。
  - (5) 裁判所、検察、警察その他の国家等の機関から法律に基づく開示。
  - (6) その他乙の事前に同意を得た利用または開示。
3. 甲は、個人情報の集計、分析を行い、個人が識別・特定できないように加工したもの(以下「統計資料」といいます)を作成し、新規サービスの開発等の業務の遂行のために利用、処理することができるものとします。また、甲は、統計資料を業務提携先に提供することができるものとします。
4. 乙の個人情報は、SSL方式を採用して暗号化処理を行い漏洩を防止するものとします。
5. 甲は、乙に便利な機能を提供する目的で Cookie を利用するものとします。乙側の設定で Cookie を利用しないことも可能ですが、それにより本サイトの一部もしくは全ページが利用できなくなることに對する責任を甲は負わないものとします。

#### 第25条(守秘義務)

甲及び乙は、すでに公知となっているものを除き、本契約等により知り得た相手方の業務上の一切の秘密を第三者に漏洩してはならず、本契約等の履行の目的以外に使用してはならないものとします。

#### 第26条(損害賠償請求)

乙(又は第三者)に起因する事由により甲が損害を蒙った場合には甲は乙に対して損害賠償を請求できるものとします。

#### 第27条(会員登録取消)

以下のいずれかに該当する事由が乙に生じたときには、甲は乙に対して予告なく直ちに本契約を解除することができるものとします。

- (1) 本契約に違反し、相当の期間を定めた是正の勧告を受けたにもかかわらず、当該期間内に是正がなされないとき。
- (2) 自ら振り出した又は裏書きした手形又は小切手が不渡りになったとき。
- (3) 破産、民事再生または会社更生の申立てを自らなし、又は第三者からこれらの申立てがなされたとき。
- (4) 差押、仮差押、仮処分等の強制執行を受けたとき。
- (5) 解散、合併、事業の全部または重要な一部に対する譲渡が決議されたとき。
- (6) 経営状態が悪化したとき、または悪化する恐れが認められるとき。
- (7) 公租、公課の滞納処分を受けたとき。

#### 第28条(免責事項)

1. 甲は、第17条に定める本販売サイトの変更、移管または廃止等に関し、乙に対して責任を負わないものとします。
2. 甲は、第18条に定める本販売サイトの一時停止により乙が被る損害について、責任を負わないものとします。

3. 甲は、本販売サイトの利用環境等の不備その他第三者に帰すべき事由によって、乙が本販売サイトの全部または一部を利用できないことについては、一切責任を負わないものとします。
4. 商品または本販売サイトに関し甲が乙に対し負うべき責任は、本規約に定める内容をもってすべてとします。また、甲は、いかなる場合も、特別損害、間接損害および結果損害等(逸失利益を含む)について責任を負わないものとし、商品に起因して乙に損害が生じた場合に甲が乙に対し負うべき責任は、損害発生の原因となった商品の代金相当額を上限とします。
5. 天災地変、戦争、内乱、暴動、内外法令の制定・改廃、公権力による命令・処分・指導、争議行為、輸送機関または保管中の事故、製造業者・仕入先等の不可抗力を事由とする債務不履行、通関・入港の遅延、その他の売主の責に帰することのできない事由による個別契約の全部または一部の履行遅滞または履行不能については、売主は責任を負わない。この場合、売主の履行遅滞部分については、買主は受領を拒絶することができず、また履行不能になった部分については、当該契約は解除されたものとする。

#### 第29条(著作権)

1. 乙は、本販売サイトに掲載されているカタログ(パターン)情報を含め、画像・記事及びそれらに付随するデータの転載については、私的使用その他法律によって明示的に認められる範囲を超えて、これらを使用(複製・改変・アップロード・掲示・送信・頒布・ライセンス・販売・出版等を含む)することは、甲の事前に文章による許諾がない限りできないものとします。
2. 乙は本販売サイトの内容の全部または一部について、甲に無断で改変を行うことはできないものとします。

#### 第30条(別途協議)

本規約に定めのない事項および本規約の解釈につき疑義を生じた事項については、信義誠実の原則に従い、甲および乙の協議により決定するものとします。

#### 第31条(合意管轄)

本規約および個別契約の準拠法は日本法とし、本規約および個別契約より生ずる権利義務に関する訴訟については、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則： 本規約は、2008年8月18日より発効します。

2009年7月1日改訂

2010年8月23日改訂